

せいとこころえ
生徒心得

1 登下校について

- (1) 登下校の際は決められた通学路および通学方法を守る。また、近隣に対する迷惑行為をしない。
- (2) 0校時を受講する生徒を除き、登校時間は原則17時以降とする。0校時受講生徒は16時15分以降に直接授業教室に行く。
- (3) 放課後に部活動等の活動が無い場合は授業終了後直ちに下校する。部活動等の活動がある場合は21時45分までに下校する。
- (4) 学校に遅刻・欠席する場合は事前に連絡する。
- (5) 遅刻して登校した場合は、職員室で連絡届に必要な事項を記入し、サインをもらい、連絡届を受け取ってから教室に入り、授業担当者に渡す。
- (6) 始業時から終業時まで、無断で学校外に出ることはできない。やむを得ず早退する際は、連絡届に必要な事項を記入し、サインをもらったのち下校する。帰宅後、学校に連絡する。

2 授業・定期試験について

- (1) 授業開始までに授業に必要な用具を準備する。
- (2) 授業中は携帯電話・スマートフォンの使用は禁止する。（授業で使用する場合を除く）
- (3) 授業中の飲食（ガムや飴も含む）は禁止する。（熱中症に注意すべき時は、その限りではない）
- (4) 授業中にトイレや保健室に行く時は、授業担当者に声をかける。
- (5) 定期試験における注意事項を守り、不正行為は行わない。
- (6) 授業・定期試験についてはマナーを守り、周囲に迷惑がかからないように考えて取り組む。

3 部活動について

- (1) 活動を行う場合は入部届、継続届を提出する。また、一時的に（仮入部等で）活動する場合は顧問の了承を得てから行う。
- (2) 顧問の指示のもと、運動に適した服装で、安全に配慮して活動する。顧問が不在の時は活動しない。守れない場合は該当生徒または部活動自体の活動はできない。
- (3) 試験期間中や特別時間割中の活動時間は原則21時までとする。

4 交通安全について

- (1) バイクや自動車を通学に使用してはならない。職場までバイクや自動車を使用する際は、自宅に置いてから登校する。
- (2) 友人等のバイクや自動車に同乗して登下校してはならない。ただし、保護者の送迎はこの限りではない。
- (3) 自転車を通学に使用する場合は、自転車損害賠償責任保険に加入した上で、自転車通学届を提出する。また、登下校の際は安全のためヘルメットを着用する。
- (4) 運転免許を取得する際は、事前に運転免許取得希望届を提出し、取得後は取得届を提出する。ただし、

入学前に既に免許を取得している場合は入学後すぐに取得届を提出する。

5 喫煙行為について

- (1) 20歳未満の喫煙行為は禁止されている。また、電子タバコ等も含め、未成年者の喫煙具の所持も同様とする。(未成年が扱える類似品についても、喫煙行為、喫煙具所持は認めない。)
- (2) 集団の中で喫煙行為が行われた場合、喫煙行為がなくてもその集団に同席してはいけない。その際は喫煙行為をやめさせるか、その場から離れる。
- (3) 学校敷地内は全面禁煙であり、20歳以上の者であっても喫煙することはできない。喫煙具の学校への持ち込みも禁止する。20歳以上の者は学校生活に関わる範囲では20歳未満の者と同様に(1)から(2)を守る。

6 飲酒行為について

- (1) 20歳未満の飲酒は禁止されている。また、ノンアルコール飲料も同様とする。
- (2) 20歳以上の者は学校生活に関わる範囲では20歳未満の者と同様に(1)を守る。

7 SNS・インターネットを使用する際は、誹謗中傷、個人情報 の掲載、肖像権・著作権の侵害等、不適切な使用をしないように十分注意する。また、ネット犯罪に巻き込まれないように十分注意する。

8 すべての人が安心・安全に過ごすために、学校内外を問わず、暴力、窃盗・万引き、恐喝、破壊、落書き等の犯罪行為は行ってはいけない。また、授業の妨害行為や、教員の指導に従わない行為も行わない。

9 いじめを行ってはいけない。また、いじめをはやしたてたり傍観したりすることもしてはいけない。いじめに気付いた場合は、すみやかに教員に報告する。

10 学校には高額な現金や高価な物を持ってこない。貴重品は鍵のかかるロッカーで自己管理し、紛失や盗難に遭わないよう注意する。

11 保護者以外の部外者を学校内に立ち入らせたり、学校敷地近くに待たせたりしてはいけない。

12 土足で校舎内に入らない。黄色の上履きを着用する。また、体育館では指定の体育館履きを着用する。

13 忌引について

親族の死亡により欠席する場合には、申請により次の範囲内で忌引扱いを受けることができる。

- (1) 父母 7日
- (2) 祖父母、兄弟姉妹 3日
- (3) 伯叔父母、曾祖父母 1日

ただし、葬儀のため遠隔地に旅行する必要がある場合は、その往復に要する日数を加算することができる。